事 業 コード 51210004

【1枚目】

001030202

事務事業名 児童扶養手当支給事業	部名等		民生部	政策の柱 基3 健やかで笑顔あふれるまちづくり				らづくり	会計一般会計			
予 算 書 の 事 業 名 児童扶養手当支給事業	課名等		こども課		政策名1	総合	的な子育	て支援対策の推	進進	款 3. 民生費	ŧ	
事業期間 開始年度 昭和37年 <u>終了年度</u> 当面継続 業務分類 4.負担金・補助金	係 名 等		子育て支援係	Ŕ	施策名2	.子育	て家庭へ	の応援体制の発	定実	項 2.児童福	祉費	
実施方法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ● 3. 負担金・補助金 ○ 4. 市直営	記入者氏名		布野 久美子	子 区 分なし					1 2. 母子福祉費			
	電話番号		0765-23-100	6	基本事業名子	-育ての	経済的負	担に対する支援	Ę			
		1										
◆事業概要 (どのような事業か。事業の内容、業務の手順など)								実	績		計画・目標	
離婚、死亡等のの理由により、父と生計を同じくしていない児童(18歳到達の年度末まで。障害児は20歳末る父、もしくは同一世帯の養育者に対し、児童福祉の増進を図るために手当を支給。所得制限があり、支給額)つ生計を同じ	ごくして	単位	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など)			① 受給者	(3月末)			人	329	326	330	330	33
ひとり親家庭の母または父、もしくは父母に代わって児童を養育している者			付 -----				- + - +					
<u>家</u>		1	教! 省!②									
		桐	票 L				- † - †					
			1									
<平成23年度の主な活動内容> ・離婚前後の相談			□ 助成額				円	127, 128, 940	136, 325, 290	140, 000, 000	140, 000, 000	140, 000, 00
・申請手続き・現況届・手当支給		泪垂	舌				- + - +					
<mark>投</mark> *平成24年度の変更点			助 2 助成延~ 1 2 助成延~	ベ人数			人	5, 615	5, 674	5, 700	5, 700	5, 70
特になし		枳	票 ----- ③				-1-1					
(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) ひとり親家庭、または親に代わって児童を養育している養育者に手当を支給することで、生活の安定と自	立促進を図		① 受給率 1 月末)	(受給者数	枚/ひとり親世	帯数)	(3 %	77. 5	76. 3	77. 0	77. 0	77.
る。	고씨는 신원	/-/	戊L-----				-+-+					
		- t	表 ② 現況届ま □ □ □ □ □ □	未提出者数	女		人	1	C	0	0	
		根	票 - 3				- -					
			1									
		Ť	ん果指標が現	段階で取	:得できていな	い場合	、その取	得方法を記入				
おおりとは、この人がないというないという。												
<u>*</u>												
◆この事務事業開始のきっかけ(何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか) 死別母子世帯には年金という社会保障制度(昭和34年創設)があったが、生別母子世帯にはなかった。所得が	《併/ 叙文が	h . ±+ 4	- 的に名(の	財	・県支出金		(千円)	42, 326	45, 391		46, 000	46, 00
困難を抱えているのはどちらの世帯も同じであるため、生別母子世帯にも同様の社会保障制度を設けるべきと				源 (2)地力	り値)他(使用料・手	※6年1.4年)	(千円) (千円)	69	0	, ,	0	
制度が創設された。(昭和37年1月1日施行)				訳 (4)一角		数付守り	(千円)	84, 764	90, 987	,	91, 000	91, 0
					央算)額((1)~(4)の	n会計)	(千円)	127, 159	136, 378		137, 000	137. 00
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢	ぬの変化など)				業に携わる正規		1	2	100, 070		2	107, 0
児童扶養手当が支給開始より一定期間経過した後、手当が一部減額されることになったが(平成20年4月~)、		進んで	いないこと		業の年間所要		(時間)	600	880		880	88
等により、事実上凍結。	01-杰市。)		l l	0	(②×人件費単		(千円)	2, 523	3. 700	3, 700	3. 700	3. 70
児童扶養手当の地方における財源負担率の増加(平成17年度まで国3/4、市1/4→平成18年度から国1/3、市2/3 平成22年度から父子家庭も対象とした。	JI-変更へ)		L.		こ係る総費用		(千円)	129, 682	140, 078	-,	140, 700	140, 70
児童扶養手当受給者(ひとり親家庭)の増加。				(参考)	人件費単価		(円@時間)	4, 205	4, 205		4, 205	4, 20
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入)				◆県内他	市の実施状況		(把握して	ている内容又は	把握していない)理由の記入欄)		
一部支給停止適用除外届関係の制度がわかりにくい。				▲ 4n	2握している	ž	まに基づき	全国で実施				
議会民生消防委員会 不正受給(事実婚・偽装離婚)があるのではないか。 母子家庭の貧困問題にもっと対応すべき。						-						
				〇 t	型握していな ヽ							

02030100

政策体系上の位置付け

512001

予算科目

11.44			or feet () to pro -	50 Feb. A 60 = 1. 7 Feb.	
	直結度(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明) * 相対的に収入の少ないひとり親家庭にとって、子育てする上での生活財源として不可欠である。			総括と今後の方向性	
● 直結度力	2000年10日 10日 10日 10日 10日 10日 10日 10日 10日 10日		評価結果		
○ 直結度□	· 1951		 目的妥 		
○ 直結度/			② 有効性	· ·	
	の妥当性(なぜ市が行わなければならないのか、民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)		③ 効率性	● 適切 ○ コスト削減の余地あり	
法令なる	どにより市による実施が義務付けられている		④ 公平性	● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり	
○ 法令なる 難) なた	どによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困ため、市による実施が妥当	(2)		事務事業の方向性 代のまま(又は計画どおり)継続実施 年度	
○ 民間でも	もサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当		終了	○ 廃止 ○ 休止	
○ 市が実施	施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当		○ 他 σ.)事務事業と統合又は連携	
既に目的	的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当		○目的	り見直し	
根拠法令等を記	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)		○ 事務	寄事業のやり方改善	
3 目的見直1					
о. дауны о	ひとり親家庭の生活安定と自立を図るために必要	★改訂	古. 改盖宏	(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		A 4A	4 以口木	制度の啓発に努める。	コストの方向性
なし	説 明				
1 ± ± ± ± 0			次年度		
【有効性の			(平成24		A# 14
4. 成果问上の	○余地 (成果の目標は達成されたか、成果の向上が今後どの程度見込めるか) 成果向上の余地なし		年度)		維持
	成来向上の未起なし	実			
なし	説	施			
5. 5	<mark>明</mark>	施予			
		定時		制度の啓発に努める。	成果の方向性
5. 連携するこ	ことで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)	期			
	連携することで、今より効果が高まる可能性がある事務事業はない。		中・長期		
4-1	説		的		
なし	· 明		(3∼5		維持
			年間)		
【効率性の評	平価】				
6. 事業費の削	減の余地(仕様や住民等の協力など手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)				
	ひとり親家庭の減少は見込めないので、削減の余地はない。				l .
	-M				
なし	説 明	+ -3	を証価 (誰	思長総括評価)	
				、ひとり親世帯の支援として今後も継続が必要であると思われる。	
7 [/ 典の)					二次評価の 否
1. 八叶寅卯月	To とり親家庭の減少は見込めないので、削減の余地はない。				
なし	<mark>説</mark> 明				
					不要
【公平性の評価		.			
8. 受益機会の	D適正化の余地(受益の機会が偏っていて不公平でないか)				
	受益者負担には該当しない。	*=	欠評価 (経	Z営戦略会議評価)	
なし	説				
<i>7</i> 4 U	<mark>明</mark>				
9. 受益者負担	旦の適正化の余地(県内他市と比較し、適正な水準か)				
	受益者負担には該当しない。				
	説				
平均	明				

事 業 コード 51210004

【1枚目】

001030202

	事務事業名 特別児童扶養手当支給事業	部 名 等		民生部		政策の柱基3	女策の柱 基3 健やかで笑顔あふれるまちづくり 会計 一般会計							
	予 算 書 の 事 業 名 児童扶養手当支給事業	課名等		こども課	·	政策名1	総合的	な子育	て支援対策の推	推進	款 3	. 民生費		
F	事業期間 開始年度 昭和39年 終了年度 当面継続 業務分類 4.負担金・補助金	係名等		子育て支援	:係	施 策 名 2.	子育て	家庭へ	の応援体制の充	実	項 2	. 児童福祉	上費	
	実施方法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ● 3. 負担金・補助金 ○ 4. 市直営	記入者氏名		布野 久美	子	区 分なし	L				目 2	. 母子福	祉費	
		電話番号		0765-23-10	106	基本事業名 子育	育ての経	済的負	担に対する支援	爰				
Ī	▶事業概要(どのような事業か。事業の内容、業務の手順など)								軍	[績			計画・目標	
1	・ 体系が成としているアネサスル。サネジーは、木がジーがなど) ・ 体または精神に中程度以上の障害のある自動を監護している父又は母、もしくは父母に代わってその児童を ・ れる制度。 (所得制限あり) 国の制度であり、市では申請の受付並びに受給時における各種の届けを受理し、県に進達している。	養育している	者に対	村し、児童福	証祉の増進を	図るために手	当が支給	単位	22年度	23年度	24年	F度	25年度	26年度
1/ 4/1	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 20歳未満で、身体又は精神に中程度以上の障害のある児童を監護している父もしくは母(所得の多い方)、かわってその児童を養育している者	、又は父母に		① 受給者 け	f(3月末) 			٨	48	4	6	50	50	5
	<平成23年度の主な活動内容>		楞	L 3 1				+-+						
11	申請の受理並びに県への進達事務受給世帯の所得調査		動	·① 届出 	(県への進達)件数 ------		件 — —	76 . – – – – –	8	7	90	90	
+	* 平成24年度の変更点 特になし			3										
Ä	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 身体又は精神に中程度以上の障害のある児童を監護している父もしくは母、又は父母に代わる養育者に手記される。 (ことで、障害児の生活の向上を図る。	当を支給する	果指	· 新規人 ·	数 			人 	4.00	6.0	0	5. 00	5.00	5. 0
この対点	とく施策の目指すすがた> 分子育てにかかる負担が少なく、安定した家庭生活を営んでいます。 は は は は は は は は は は は は は		1	成果指標が	現段階で取	得できていない	、場合、	その取	得方法を記入					
				- 4 -#)	財	県支出金		(千円)	71		3	73	73	7
	3和年「重度精神薄弱児扶養手当法」として制定。当初、精神薄弱児の将来の自立のための保護等に重点が置か 「いる児童を対象とした在宅対策を強化し、一般の児童と同様、両親と生活することがその福祉の増進につな				(原 (2)202	i 債 他(使用料・手数		(千円) (千円)	0		0	0	0	
<i>f</i>	z。 3和49年に現在の「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に改められた。				訳 (4)一船			(千円)	0		0	0	0	
						·算)額((1)~(4)の1		(千円)	71		3	73	73	7
4	開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢	中の変化など)			①事務事業	巻に携わる正規	職員数	(人)	1		1	1	1	
ß	音響児を持つひとり親家庭が増える可能性がある。				②事務事	業の年間所要時	持間 ((時間)	200	20	0	200	200	20
					B. 人件費	(②×人件費単価	6/千円) ((千円)	841	84	1	841	841	84
						「係る総費用()		(千円)	912			914	914	91
L						人件費単価		(円億時間)	4, 205			4, 205	4, 205	4, 20
	市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) 側度の周知が足りない。				●把	おの実施状況 握している 握していな			<mark>でいる内容又は</mark> くため全国で実		<u>い理由の</u> 記	己入欄)		

部・課・係名等 コード 1 02030100

政策体系上の位置付け コード2

政策の柱基3 健やかで笑顔あふれるまちづくり

512001

予算科目

会計 一般会計

【日的巫当性の誣価】

【日刊女日】	エックロボー川 】			
1. 施策への	直結度(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度	(対象・意図の密接度) とその理由説明)	★ 評価結果の総括と今後の方向性	
○ 直結度		がるため、障害児を監護する家庭において手当は必要であ	(1) 評価結果の総括	
● 直結度□	説しる。		① 目的妥当性	
○ 直結度/	191		② 有効性 ■ 適切 ○ 成果向上の余地あり	
	 妥当性(なぜ市が行わなければならないのか、民間や他	の機関でも実施可能な事務事業か)	③ 効率性 ● 適切 ○ コスト削減の余地あり	
	どにより市による実施が義務付けられている	シルスス くり入ルと・1 記しますの 手来が /	④ 公平性 ● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり	
		(+D A***)	(2) 今後の事務事業の方向性	
○ 法令なる一 難) か;	ごによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間 ・め 市によろ実施が妥当	(市民・企業等) によるサービスの実施が不可能(又は困		
	らサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市によ		○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止	
	をしているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮 1	3 小(廃止)が妥当	○他の事務事業と統合又は連携	
() 既に目的	りを達成しているので、市の関与を廃止が妥当		○目的見直し	
根拠法令等を言	特別児童扶養手当法(昭和39年法律第134号)		○ 事務事業のやり方改善	
3. 目的見直し	の余地(【対象】と【意図】は適切か、限定又は追加・			
	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし		★改革·改善案 (いつ、どのような改革·改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
<i>+</i> >1	説.		制度の周知	コストの方向性
なし	明			
【有効性の	評価】		次年度	
	会地 (成果の目標は達成されたか、成果の向上が今後ど	の程度見込めるか)	(平成24	維持
11 //2/(1/12/	成果向上の余地なし	- ALICONCIO ON /	年度)	442.5
			実	
なし	説 明		施	
	91		実 施 予 定 制度の周知	b m = 1 - 1 to
			時 制度の周知	成果の方向性
5. 連携するこ	とで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の		期	
	連携することで、今より効果が高まる可能性がある	事務事業はない。	中・長期	
なし	説		的	
	明		(3~5) 年間)	維持
			十月)	
【効率性の評	[4]			
6. 事業費の削	滅の余地(仕様や住民等の協力など手段を工夫することで、	、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)		
	県の委託に基づき受給者に通知等を行っているため	、削減できない。		
	説			
なし	明		★ 一次評価 (課長総括評価)	
			県からの委託事務であり、市民の状況が把握できることもあり今後も継続すべき事務である。	二次評価の要
7. 人件費の	削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか記	説明、できない理由も説明)		否
	県の委託に基づき受給者に通知等を行っているため			
		•		
なし	説明			
				不要
V 10 - 37				
【公平性の評価				
8. 受益機会の	適正化の余地(受益の機会が偏っていて不公平でないか)		
	受益者負担には該当しない。		★ 二次評価(経営戦略会議評価)	
なし	<mark>説</mark>			
, a C	<mark>明</mark>			
9. 受益者負担	の適正化の余地(県内他市と比較し、適正な水準か)			
	受益者負担には該当しない。			
	説			
平均	明			
		l l		

事 業 コード 51210005

【1枚目】

001030206

			1 1				l l	/			
事務事業名 子ども手当支給事業	部 名 等	民生部	政策の柱 基3 仮	健やかで笑顔あふれるまちづくり 会計 一般会計							
予 算 書 の 事 業 名 子ども手当支給事業	課名等	こども課	政策名1 総合	計的な子首	『て支援対策の推	進進	款 3. 民生費	i i			
事業期間 開始年度 平成22年度 終了年度 平成23年度 業務分類 4. 負担金・補助金	係名等	子育て支援	係 施 策 名 2 . 子育	育て家庭へ	の応援体制の充	产実	項 2.児童福祉	业費			
実施方法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ● 3. 負担金・補助金 ○ 4. 市直営	記入者氏名	宮島 尚子	<u>-</u> 区 分なし				1 6. 児童措	置費			
	電話番号	0765-23-10	206 基本事業名 子育ての	D経済的負	1年に対する支持	Ē					
				- 12011132		^					
◆事業概要 (どのような事業か。事業の内容、業務の手順など)					実	績		計画・目標			
「次代の社会を担う子供の健やかな育ちを支援すること」を目的とする。				単位	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
				124	22年度	23年度	24年及	25年及	20平及		
(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 支給要件児童(中学校修了前)を養育している日本国内に住所を有する保護者(但し、公務員を除く)			修了前までの児童数	人	6, 004	5, 806	5, 800	5, 800	5, 80		
対		対 象		+			 	· -			
\$		象 指 ₂ 標 L					Ll				
		3									
< 平成23年度の主な活動内容> ・認定請求書、額改定請求書の受付		① 支給児	童数	人	5, 544	5, 489	5, 500	5, 500	5, 50		
・認定により、関係を目がつきのよう。 ・認定、知下、消滅通知 ・手当の支払(定例6月10月2月:随時:毎月) ・特別措置法に係る申請受付、認定、消滅通知		活		+				· -			
*平成24年度の変更点	,	動 2 指					<u> </u>				
児童手当に名称変更 平成24年6月からは所得制限が導入		13									
(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 児童養育の負担軽減		① 認定割		%	92. 33	94. 54	95. 00	95. 00	95. 0		
		成		+			 				
意 図	=	果 ②									
		標									
→ < 施策の目指すすがた>		↑成果指標が	現段階で取得できていない場合	1、その耶	は得方法を記入						
子育てにかかる負担が少なく安定した家庭生活を営んでいます。											
果											
◆この事務事業開始のきっかけ (何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)			財 (1)国・県支出金	(千円)	634, 891	700, 195	619, 197	606, 813	594, 67		
平成22年度児童手当にかわる子どもの育成のための手当として、子ども手当法が施行された。平成22年度は13年まで13,000円/月支給。平成23年4~9月はつなぎ法となった。10月~平成24年3月は、特別措置法として			(Jr 12/2 15/2	(千円)	0		-	0			
支給、手当から保育料の徴収可能などの改正が盛り込まれた。特別措置法では、年齢や子どもの数で支給額がになる。また、国と地方の財源の負担割合も変わっている。				(千円)	75, 658			105 116	102.01		
になる。また、国と地方の財源の負担制合も変わっている。			(4)一般財源 A. 予算(決算)額((1)~(4)の合計)	(千円)	75, 658	,		105, 116 711, 929	103, 01		
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢	の変化など)		①事務事業に携わる正規職員		710, 543			2	037, 00		
平成24年4月1日から、児童手当法を改正し「児童手当」で支給。子ども手当の金額、制度を盛り込みつつも	、6月から所得制			(時間)	2, 700	1, 080	1, 080	1, 080	1, 08		
準以上には特例給付として5000円/月支給の予定。平成24年3月15日の3党合意(民主、自民、公明)では、 等の扱いの附則を設けている。	. 税制(扶養控除)、所得制限	B. 人件費(②×人件費単価/千円	(千円)	11, 354	4, 541	4, 541	4, 541	4, 54		
			事務事業に係る総費用 (A+B)		721, 903	802, 273	730, 999	716, 470	702, 23		
			(参考) 人件費単価	(円@時間)	1, 200			4, 205	4, 20		
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) 制度がわかりにくい。			◆県内他市の実施状況	(把握し 全国一律	ている内容又は	把握していない	理由の記入欄)				
制度がわかりにくい。 新聞報道があるたび市民から、「自分は申請したか」「所得制限にかかる」「もらえるの」など問い合わせの	電話があった。		● 把握している	土田一 拝							
			- 把握していな								

02030100

政策体系上の位置付け

512001

予算科目

【日刊女日]	エックロー川山』		
1. 施策への	直結度(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)	★ 評価結果の総括と今後の方向性	
● 直結度力	手当の支給により養育費の軽減に結びつく。	(1) 評価結果の総括	
直結度中	ng n	① 目的妥当性 ● 適切 ○ 目的廃止又は再設定の余地あり	
直結度/		② 有効性	
2. 市の関与の	妥当性 (なぜ市が行わなければならないのか、民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	③ 効率性 ● 適切 ○ コスト削減の余地あり	
● 法令など	により市による実施が義務付けられている	④ 公平性 ● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり	
○ 法令なり	 による義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困	(2) 今後の事務事業の方向性	
○ 難) なた	どによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困とめ、市による実施が妥当	● 現状のまま(又は計画どおり)継続実施 年度	
○ 民間でも	サービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当	○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止	
○ 市が実施	直しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当	○ 他の事務事業と統合又は連携	
○ 既に目的	りを達成しているので、市の関与を廃止が妥当	○ 目的見直し	
根拠法令等を言	国民生活等の混乱を回避するための平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律 (平成23年法律第14号)	○ 事務事業のやり方改善	
	平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成23年法律第107号)		
3. 日的見直し	の余地(【対象】と【意図】は適切か、限定又は追加・拡充すべきでないか、また、その理由) 適切であり、余地なし。	14 + 4 + 6 (. 10 - 1 × 1 + 4 + 4 + 1 × 1 × 2 × 2 × 2 × 2 × 2 × 2 × 2 × 2 ×	-11-58-17
		★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
なし	説 即	国の施策であり、住民に公平に、円滑に事業を実施する。	コストの方向性
	明		
		View Frenches	
【有効性の		次年度	
4. 成果向上の	余地(成果の目標は達成されたか、成果の向上が今後どの程度見込めるか)	年度)	維持
	成果向上の余地なし。	rtz	
なし	説	海施予	
,	<mark>明</mark>	予	
		定法律等に準拠し実施する。時	成果の方向性
5. 連携するこ	とで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)	期	
	連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。	中・長期	
+~1	説	的	
なし	ij	$(3\sim5)$	維持
		年間)	
【効率性の評	一		
6. 事業費の削	滅の余地 (仕様や住民等の協力など手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)		
	国の施策であり削減の余地なし。		•
4-1	説		
なし	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	★一次評価 (課長総括評価)	
		法律に基づく「子ども手当」支給のための全国的な事業であり、24年度以降は「児	童手当」として別の制 二次評価の要
7. 人件費の削	削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	度が実施される。	否
	国の施策として決められた事務であり、削減の余地まし。		
	説		
なし	明		
			不要
【公平性の評価	# 】		
	適正化の余地(受益の機会が偏っていて不公平でないか)		
- · × iii i i × i × i	国の施策として全国民を対象とした制度である。	★二次評価(経営戦略会議評価)	I
		A → AND BOT AND AND BOTH BOTH BOTH BOTH BOTH BOTH BOTH BOTH	
なし	説 明		
0 必分本名和	の適正化の余地(県内他市と比較し、適正な水準か)		
3. 文益有負担	の適比化の余地(県内他市と比較し、適比な水準か)		
平均	説		
	71		

【1枚目】

事 業 コード 51210006	部・課・係名等 コード 1 020	30100 政策体系上の位置付に	け	コード2	512001	予算科目	コード3	001030207
事務事業名 こども・妊産婦医療費助成事業	部 名 等 民生部	政策の柱 基3 健や	かで笑	顔あふれるまち	づくり	会計一般会計		
予 算 書 の 事 業 名 こども・妊産婦医療費助成事業	課 名 等 こども課	政策名1 総合的	な子育	て支援対策の推	進	款 3. 民生	ŧ	
事業期間 開始年度 昭和48年度 終了年度 当面継続 業務分類 6. ソフト事業	係 名 等 子育て支援	係 施策名2.子育で	家庭へ	の応援体制の充	:実	項 2. 児童福	祉費	
実施方法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏名 宮島 尚子	区 分なし				1 7. 医療約	合付費	
	電話番号 0765-23-10	06 基本事業名 子育ての経済	済的負	担に対する支援	ł			
◆事業概要 (どのような事業か。事業の内容、業務の手順など)				実	績		計画・目標	
こどもの医療費の一部をその保護者に助成することにより、こどもの健康管理と適正な医療を持ってこどもの代 ※通院医療費助成・・・0歳児~小学校3年生/入院医療費助成・・・0歳児から小学校6年生 好産婦の医療費の一部を本人に助成し、その疾病の早期発見と適正な医療を確保することにより、母子の健康の			単位	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 魚津市に住所を有する乳児と幼児(平成20年9月末日まで)	九里	住所を有する小学校3年生修了前	人	3, 556	3, 358	3, 300	3, 300	3, 300
無津市に住所を有するこどもで、かつその養育者の所得が所得制限限度額以内であること(平成20年10月以降 対 無津市に住所を有する妊産婦で、医師が特定の疾病(高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血、心疾患及びも 認定したもの(但し、平成20年10月以降は所得制限限度額以内であること)	刃迫早産)と 📥 象 👝 市内に	住所を有する小学校4年生~小学 生修了前児童	<u>ا</u>	1, 219	1, 219	1, 200	1, 200	1, 200
マ成23年度の主な活動内容>	3							
・医療受給資格登録(変更)申請の受付、資格証・福祉医療費請求書の発行	① 資格証	交付数	枚	3, 567	3, 416			
- ・ (常選払いの受付支払 - ・	18		٨	10	19	10	10	10
平成24年10月診療分から通院助成対象を、0歳~小学校6年生までに拡大	標							
(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 病気の早期発見、早期治療を促進し、保護者の医療費負担を軽減する。 出産に伴う妊産婦の保護と、医療費にかかる経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにする。		(こども)	円	92, 633, 447	92, 633, 447	114, 455, 000	122, 817, 000	122, 000, 000
意図	# ② 扶助費標 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	(妊産婦)	円	8, 669, 670	9, 511, 111	8, 000, 000	8, 000, 000 	8, 000, 000
- へ	↑☆甲特種が	現段階で取得できていない場合、	マの町	2 生ませた記え				
そ	////////////////////////////////////	元汉阳(取付(こ(いない物口、)	CVJAX	付け伝で配入				
果								,
◆この事務事業開始のきっかけ (何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか) ・当時毎年周の死亡率が真かったため、昭和48年7月から、周周医療、(0巻周)、の助成関係		財	千円)	17, 679	18, 849		18, 000	18, 000
・当時新生児の死亡率が高かったため、昭和48年7月から、乳児医療(0歳児)の助成開始。 入院:平成7年4月から幼児も助成。通院:平成7年10月から第3子3歳未満児助成。平成13年4月より未就学児ま		内(0)7 の(4)(仕田均 工業(4)(位) (千円)	4, 573	3, 926		4, 000	4, 000
ら、児童手当制度と同様の所得制限を導入。また、医療費の助成対象年齢の拡大された。(通院にかかる医療費	買助成→小学校3年生まで。入	訳	千円)	82, 382	83, 743		100, 817	100, 000
・母体の保護のため助成開始(昭和48年4月~: 妊娠中毒症、糖尿病のみ)、平成4年10月~貧血、産科出血、心産、現在少子化対策の一環	心疾患、平成6年10月~切迫早	1-7 700 700	千円)	104, 634	106, 518	,	122, 817	122, 000
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の	の変化など)	①事務事業に携わる正規職員数	(人)	2	2	2	2	2
H17年度から、県が乳幼児・妊産婦、老人、障害者医療費助成制度の見直しを検討し、平成20年度10月より 限導入。	児童手当法に準拠した所得制	②事務事業の年間所要時間 (時間)	800	600	600	600	600
以等へ		,	千円)	3, 364	2, 523		2, 523	2, 523
			千円)	107, 998	109, 041	116, 978	125, 340	124, 523
▲ + P の後へというの面は - 本日 (担果者の知日を) *** - 中華 - 中央 *** - ** - *		(多一) 八门頁中面	円億時間)	4,205	4, 205		4, 205	4, 205
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) 議員、育児中の市民から、所得制限の廃止や子ども医療費の対象年齢を中学生まで引き上げるよう要望がある。		● 把握している 「所 →入 学34	行得制限 、院:小 年 通	\6 通院:小3 院:未就学児	舟橋村・上市 富山市→入院	理由の記入欄) 町・立山町・砺泳 :小6 通院: い6 射水市・滑	未就学児 氷見	市→入院:中
		学34	年			限の廢止など助		好産婦医療

「日町女司」	土り	高十1川 』					
1. 施策への	直結月	度(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)	*	評価結果の	り総括と今後の方向性		
直結度:	大	医療費を助成することにより病気を早期発見することができ、安心して子育てができる。	(1)	評価結	果の総括		
○ 直結度		iii		 目的多 			
○ 直結度		<mark>明</mark>		② 有効性			
<u> </u>		性(おけたがなたかはなどわされていると、日明の体の機関でもの特別でもの特別でものであるという。					
		性(なぜ市が行わなければならないのか、民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)		③ 効率性	3 1 1 1		
•		り市による実施が義務付けられている		④ 公平性			
○ 法令な	どによ	こる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困市による実施が妥当	(2)	_	事務事業の方向性 状のまま(又は計画どおり)継続実施 年度 年度		
		- ビス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当		〇 終 ⁻			
					の事務事業と統合又は連携		
		こいるが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当		_	的見直し		
〇 既に目	刊を追	を成しているので、市の関与を廃止が妥当		•			
根拠法令等を	記入	魚津市こども医療費助成に関する条例 妊産婦医療費助成に関する条例		争?	務事業のやり方改善		
3. 目的見直し	_の余	地(【対象】と【意図】は適切か、限定又は追加・拡充すべきでないか、また、その理由)					
		対象年齢の拡大年齢。子育て世代への直接的かつ有効な子育て支援施策である。	★改	革·改善案	(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと	:成果の方向性
h 11	説				平成24年10月診療分から通院を小学校6年生までに拡大する。	コス	トの方向性
あり	明						
【有効性の) 証(本 】		次年度			
		Ⅲ』 (成果の目標は達成されたか、成果の向上が今後どの程度見込めるか)		(平成24	1		増加
4. 风木间工。	ノ水地	医療費助成により、より多くの児童が適切な医療を受けられることができ、児童の健全育成に貢献できる。		年度)			4日/JU
		子育て世代の経済的負担を軽減できる。	宝				
あり	説明		実施予定				
	明		子				
			定時		段階的に通院、入院とも中学校3年生までに拡大する。	成果	見の方向性
5. 連携するこ		、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)	期				
		連携することで今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。		中·長期			
	説			的			
なし	明			$(3 \sim 5)$			向上
				年間)			
【効率性の詞	亚価】						
		余地(仕様や住民等の協力など手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)					
0. 尹未貫の門	子のスペクラ	医療費を削減することは難しい。(受診する子供の保護者に必要のない治療はしないように呼びかけることで					
		医療員を削減することは難しい。 ⟨支配する子供の保護者に必要のない。 (大配する子供の保護者に必要のない。 (大配する子供の保護者に必要のない。 (大配する子供の保護者に必要のない。 (大配する子供の保護者に必要のない。 (大配する子供の保護者に必要のない。) (大配する子供の保護者に必要ない。) (大配する子供の保護者に必要ない。) (大配する子供の保護者に必要ない。) (大配する子供の保護者に必要ない。) (大配する子供の保護者に必要ない。) (大配する子供の保護者に必要ない。) (大配する子供のない。) (大配する人のない。) (大配する人のないない。) (大配する人のないない。) (大配する人のないない。) (大配する人のないないないない。) (大配する人のないないないないないないないないないないないないないないないないないないない					
なし	説	事務費は、資格証・福祉医療費請求書作成に係る事務費は、申請数によって増減はあるが、大幅な削減にはな					
	明	らない。			果長総括評価)		
			こど	も医療費用	助成については、県内市町において対象年齢の拡充や所得制限緩和など助成対』 あり、魚津市でも、子育て支援の施策として対象年齢や所得制限について検討が	まの範囲が拡	二次評価の要
7. 人件費の	削減の	か余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)		る傾向でる われる。	りり、黒津川でも、丁目で又抜の旭東として対象平断で所得利限について検討な	い必要である	否
		必要最低限の業務を行っているため、削減できない。	1				
6. 1	説						
なし	明						
							必要
公平性の評	/#: 1						
		化の余地(受益の機会が偏っていて不公平でないか)					
J. 又並傚云 ⁰		経済的子育で支援策としての一面もあることから、助成対象者に所得制限を設けている。		Va-307/m: /6	承営戦略会議評価)		1
		では、これに、これをできません。 国のののことの、これのでは、これのでは、これには、これのでは、これには、これのでは、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これに	× _	八計価(私	Y 台 Y I I I I I I I I I I I I I I I I I		
なし	説						
J. J	明						
9. 受益者負担	旦の適	正化の余地(県内他市と比較し、適正な水準か)					
		所得制限を行っている市は6市、制限のない市は4市である。所得制限のある市は現在同一基準(県の基準)					
	説	を用いている。					
平均	明						
			1				

事業コード 51210003

【1枚目】

001030201

予算科目 コード3

事 務 事 業 名	とやまっ子子育	て支援サーロ	ごス普及促進事業	ŧ		部名等	民生部	政策の柱 基3	健やかで笋	€顔あふれるまち	づくり	<mark>会計</mark> 一般会計		
予算書の事業名	とやまっ子子育	て支援サーロ	ごス普及促進事業	ŧ		課名等	こども認	政策名1	総合的な子育	育て支援対策の推	進	款 3. 民生費	ē.	
事業期間 開始年度	平成20年度	終了年度	当面継続	業務分類	6. ソフト事業	係名等	子育て支持	修係 施策名2.	子育て家庭へ	への応援体制の充	実	項 2. 児童福	祉費	
実施方法 ① 1. 指	定管理者代行 〇	2. アウトソ	ーシング 〇 3.	負担金・補助	か金 ● 4. 市直営	記入者氏名	宮島 尚	子 区 分なし				1. 児童礼		
						電話番号	0765-23-1	006 基本事業名 子育	ての経済的負	負担に対する支援	1			
◆事業概要(どのような事	業か。事業の内容	宮、業務の手	:順など)							実	績		計画・目標	
配布するもの。	サービスの充実と	として、みん	なで育てる「と					等に利用できる「子育て応援 Cるとやまっ子みらいフェス	里	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
(この事務事業は、誰、・子育て応援券の配布対	対象となる子を持	-	※人や物、自然資	資源など)			① 子育 7	て応援券配布者数	世帯	308	317	330	330	3
・保育サービス等を提供	でする他設							ナービス等を提供する施設 僚機関を除く。)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	20	20	20	20	
							(3)							
<平成23年度の主な活動・子育て応援券の配布・サービス提供施設、+		の広境券割り	田公の支払 東政				① 子育 7 活	て応援券延べ利用人数	٨	879	853	950	950	9
・みんなで育てる「とも *平成24年度の変更点	さまっ子みらいフ	ェスタ2011」	in UOZU	Jに関する事務	5、魚津市ブース出展			て応援券延べ利用回数	0	1, 069	1, 114	1, 200	1, 200	1, 2
・子育で応援券に関する			节)					て応援券利用金額	円	3, 130, 500	2, 842, 500	3, 300, 000	3, 300, 000	3, 300, 0
(この事務事業によって ・対象となる子育て家庭 ・各種保育サービス等の	医の精神的・身体	的·経済的的		5.			成	率(総利用金額/総配布金額	j) %	78. 65	68. 82	85.00	85. 00	85.
意図							果 ② 標						 	
	>						↑成果指標が	現段階で取得できていない	場合、その距	対得方法を記入				
で の 子育てにかかる負担が生 結 果	ひなく安定した家	庭生活を営ん	んでいます。											
◆この事務事業開始のきっ	かけ (何年(頃)	いらどのよう	なきっかけで始	まったか)				(1)国・県支出金	(千円)	3, 479	3, 305	4,000	4, 000	4, 0
富山県が県単医療費助成制						とした事業で、	平成20年9月30日	源 (2)地方債	(千円)	0	0	0	0	
付け児青第960号富山県厚生	上部長週知を受け	、黒澤巾で	しヨ該事業の安制	何を制正し〔事	・耒を開始した。			内 (3)その他(使用料・手数料	(千円)	0	0	0	0	
								(4)一般財源	(千円)	0	0	0	-	
								A. 予算(決算)額((1)~(4)の合	計) (千円)	3, 479	3, 305		4, 000	4, 0
◆開始時期以後の事務事業	を取り巻く環境の	の変化と、今	後予想される環	境変化(法改)	正、規制緩和、社会情勢	中の変化など)		①事務事業に携わる正規職		2	3	3 2	2	
なし								②事務事業の年間所要時間		400	700		500	5
								B. 人件費(②×人件費単価/	1.7.7.7	1, 682	2, 944	_,	2, 103	2, 1
								事務事業に係る総費用 (A-	+B) (千円) (円@時間)	5, 161	6, 249	-	6, 103	6, 1
◆市民や議会などからの要	切。音目 (切业=	との利目では	かく 宝敞に実	おたわた辛日	. 所則かじた記 1 \			(参考) 人件費単価 ◆県内他市の実施状況		4,205 ている内容又は	4,205		4, 205	4, 2
	<u> </u>			せり40に息兄	・貝回なるを記八)			▼ボバ地川の天旭仏の		で定めている保証			自に定めるサー	・ビスについて
・フェスタの参加者 魚津				加者数)				○把握している		していない。				
								● 把握していない						

部・課・係名等 コード 1 02030100 政策体系上の位置付け コード 2

512001

「日内7女コル	土い計画						
1. 施策への直	直結度(事	務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)	*	評価結果の	り総括と今後の方向性		
直結度为	- 子	育て支援になるとともに、普段利用しないサービスの周知や活用を図れる。	(1)	評価結	果の総括		
● 直結度中	説			 目的爭 	至当性 ● 適切 ○ 目的廃止又は再設定の余地あり		
○ 直結度/	97			② 有効性			
		なぜ市が行わなければならないのか、民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)		③ 効率性			
		こよる実施が義務付けられている		④ 公平性	<u> </u>		
0					事務事業の方向性		
○ 難) なた	こによる義称	務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困よる実施が妥当	(2)		犬のまま(又は計画どおり)継続実施年度		
● 民間でも	もサービス打	提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当		終	了 ○ 廃止 ○ 休止		
市が実施	をしている だ	が、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当		● 他(の事務事業と統合又は連携		
		ているので、市の関与を廃止が妥当		O 目 €	的見直し		
				○ 事	务事業のやり方改善		
根拠法令等を訂	記入						
3. 目的見直し	の余地(【対象】と【意図】は適切か、限定又は追加・拡充すべきでないか、また、その理由)					
		D対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。	★改	革·改善案	(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと	成果の方向性
	説				県事業の動向を見る。		トの方向性
なし	明						
【有効性の	評価			次年度			
		Rの目標は達成されたか、成果の向上が今後どの程度見込めるか)		(平成24			維持
4. 从水内工。		可上の余地なし		年度)			4E 1-1
			実				
なし	説明		施				
			実施予定時		県事業の動向を見る。		その方向性
F 油掛子スト	しっかト	り効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)			711777000	以木	200万间压
3. 理携するこ		<u>、り刻未が高まる可能性のある他の事務事業の有無(とり刻未が高まるが説明)</u> 手の対象となっているため、ファミリーサポートセンター事業、予防接種事業の利用向上が図れる。	期				
		アの対象となりでいったの、ファミテーテル 「ドビンテー手来、「MIX性手来の利用門上が囚犯しる。		中•長期			
あり	説明			的 (3~5			A# 1±
	91			年間)			維持
V del min del del mare	rt four V						
【効率性の評							
6. 事業質の削減		仕様や住民等の協力など手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明) 県費の運用であるため、削減の余地なし。					
		R質の連用であるため、削減の未地なし。					
なし	説明						
	1973				果長総括評価)	B L L 7	
- 1 11 -101	(d) b = A	(A - Markalana) - (A - A) A - (A) A -	量山	宗の争業	で、子育て世代の経済的負担軽減を図るため今後も継続していく必要があると	芯われる。	二次評価の要 否
7. 人件費の肖		(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)					音
		ごス対象が増えており、削減の余地なし。					
なし	説明						
-	明						不要
【公平性の評価							
8. 受益機会の		会地 (受益の機会が偏っていて不公平でないか)					
	県事業	美であり、適正化の余地なし。	*=	次評価(約	圣営戦略会議評価)		
なし	説						
. J	明						
9. 受益者負担		O余地(県内他市と比較し、適正な水準か)					
	県事業	巻として県下一律の配布である。					
平均	説						
푸위	明						

事 業 コード 51210007

所得制限の導入(20.10~導入)

【1枚目】

予算科目 コード3 001030207

市町村によって、所得制限額が異なる。 富山市、湯川市、小矢部市、南砺市、射水市、氷見市・・・児童扶養手当と同様 高岡市、砺波市・・・児童手当と同様 黒部市・・・所得制限なし

事務事業名 ひとり親家庭等医療費助成事業	部名等		民生部	政策の柱基3 6	政策の柱 基3 健やかで笑顔あふれるまちづくり 会計 一般会計 政 策 名 1 総合的な子育て支援対策の推進 款 3. 民生費						
予 算 書 の 事 業 名 ひとり親家庭等医療費助成事業	課名等	;	こども課	政策名1 総合							
事業期間 開始年度 昭和55年10月 終了年度 当面継続 業務分類 4.負担金・補助金	係 名 等	子育	育て支援係	施 策 名 2. 子	施 策 名 2. 子育て家庭への応援体制の充実 項 2. 児童福祉費						
実施方法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ● 3. 負担金・補助金 ○ 4. 市直営	記入者氏名	布里	野 久美子	区 分なし				1 7. 医療約	計付費	付費	
	電話番号	076	55-23-1006	基本事業名 子育ての	D経済的負	負担に対する支持	爰				
◆事業概要(どのような事業か。事業の内容、業務の手順など) 原生費の、数も時代することで、ひとしておりない。						集	E 績		計画・目標		
医療費の一部を助成することで、ひとり親家庭の等の保健の向上と福祉の増進を図る。					単位	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) ・18歳到達の年度末までの児童を養育しているひとり親家庭の父または母、及び児童		1 1)申請者		人	50	48	50	50	5	
・父母が死亡、またはひとり親家庭であって父または母が監護しない18歳到達の年度末までの児童を養育し 対 び養育する児童	っている者及 ■	対象指標 ②	受給世帯		世帯	424	426	430	430	43	
		137	0								
<平成23年度の主な活動内容> ・申請手続き ・現物給付(福祉医療費請求書を窓口で支給)		活)助成額 		円	26, 696, 230	27, 581, 833	28, 000, 000	28, 000, 000	28, 000, 00	
・更新手続き *** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **		■ 動指標 ③									
(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 子どもだけではなく、ひとり親の父母及び養育者の医療費を助成することで、経済的な負担の軽減を図る。		成 -	[/] 帯) 	給世帯/市内一人親家庭 	世 	88.00	92. 00	90.00	90.00	90.0	
<u> </u>		₩ # 2					 				
		13									
そ < 施策の目指すすがた > の 子育てにかかる負担が少なく、安定した家庭生活を営んでいます。 結 働きながら子育てができ、親子が充実した生活をしています。 果		↑成界	果指標が現段 障	ぎで取得できていない場合	合、その耳	取得方法を記入					
◆この事務事業開始のきっかけ(何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)	- 10 14 - 1		- 14 14 15	1)国・県支出金	(千円)	11, 632	-	12, 000	12, 000	12, 00	
ひとり親家庭において、経済的な理由で医師の受診が困難な環境にあったため、医療費を助成することによっ 図ることを目的に、昭和55年から開始。	て、保健の向」	こと福祉の	(/)示	2)地方債	(千円)	0.750	•	0 400	0 400	0.40	
平成20年10月から所得制限を設ける(市独自基準、県制度より高い制限額を設定)			ラス -	3)その他(使用料・手数料等 4)一般財源	(千円)	2, 753 15, 886	,	-	2, 400 16, 600	2, 40 16, 60	
				予算(決算)額((1)~(4)の合計)	(千円)	30, 271	,		31, 000	31, 00	
				務事業に携わる正規職員		1	1	1	1		
ひとり親世帯の増加 世帯数 (人数) の増加に伴う医療費助成額の増加			②事	務事業の年間所要時間	(時間)	300	300	300	300	30	
世市奴(八奴)の福加に行う医療質別成領の増加				人件費(②×人件費単価/千円		1, 262	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		1, 262	1, 26	
				事業に係る総費用 (A+B)					32, 262	32, 262	
▲土星の数人もおようの前側 英目(相収革の利用ではも) 中欧テウェントを英ロ 原明をおよづす)				考)人件費単価	(円金時間	1,200			4, 205	4, 205	
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入)			◆児	、内他市の実施状況	(把握し	ている内容又は	把握していない	(埋田の記入欄)			

部・課・係名等 コード 1 02030100 政策体系上の位置付け コード 2 512001

● 把握している○ 把握していない

【日刊女司】	IT.	ZET IIII. ▲				
1. 施策への	直結	度 (事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)	*	評価結	結果の総括と今後の方向性	
● 直結度力	大	受給対象者は生活に困窮しており、児童の育成、福祉増進に対する支援は必要である。	(1	L) 評価	価結果の総括	
直結度□	中	説明		 目 	目的妥当性 ● 適切 ○ 目的廃止又は再設定の余地あり	
○ 直結度/	小	91		② 有	育効性 ● 適切 ○ 成果向上の余地あり	
0		当性 (なぜ市が行わなければならないのか、民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)		③ 効		
		より市による実施が義務付けられている		④ 公		
0			(9		後の事務事業の方向性	
● 法守なる難) なが	とにため	よる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困、市による実施が妥当	(2) 現状のまま(又は計画どおり) 継続実施 年度	
		ービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当				
				_)終了 ○ 廃止 ○ 休止) 他の事務事業と統合又は連携	
		ているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当				
〇 既に目目	的を	達成しているので、市の関与を廃止が妥当		_) 目的見直し	
根拠法令等を記	記入	富山県ひとり親医療費助成補助金交付要綱 魚津市ひとり親家庭医療費助成に関する条例		•	事務事業のやり方改善	
3. 目的見直し	ンのタ	♠地(【対象】と【意図】は適切か、限定又は追加・拡充すべきでないか、また、その理由)				
		平成20年10月から所得制限を設けてきており、見直しの余地はない。	★改	な革・改	(善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
	説				広報等で制度の周知に努める、	コストの方向性
なし	明					
 【有効性の	三小	年		次年	平度	
				(平)	成24	6# +±
4. 放朱问上()	フ宗は	他(成果の目標は達成されたか、成果の向上が今後どの程度見込めるか) 成果の向上の余地なし		年度	度)	維持
			审			
なし	説		実施予			
J. J	明		子			
			定時		広報等で制度の周知に努める、	成果の方向性
5. 連携するこ	- ح ـ	で、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)	期			
		連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。		中・長	長期	
4-1	説			的		
なし	明				~ 5	維持
				年間		
【効率性の評	平価					
		・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・				
7 // - 1//		削減の余地はない				L
	-3.V.					
なし	説明		_	. \h- =\\rac{1}{2} \land	価 (課長総括評価)	
	1				四(疎文総角計画) 家庭は、母子家庭が大半を占めるため経済的基盤が脆弱な家庭が多く、児童の健全	た育成や就学
7	3611 3c-14		のた	- ッ 杯 st - め 必 要	家庭は、ロー家庭がスキャロのるため経済的基盤が脆弱な家庭が多く、児童の健当 要な制度であると思われる。	この育成や肌子 二次評価の要 否
7. 人件質の	削减	の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)				, ,
		削減の余地はない				
なし	説					
	明					不要
						1 ×
【公平性の評価	価】					
8. 受益機会の	の適コ	E化の余地 (受益の機会が偏っていて不公平でないか)				
		県の制度に準じており、受益者負担は適当でない。	★ =	2次評価	西 (経営戦略会議評価)	
±	説					
あり	明					
9 受益者負担	日の記	国 適正化の余地(県内他市と比較し、適正な水準か)				
- · 人血口尺口	N	県の制度に準じており、受益者負担は適当でない。				
		The state of the s				
平均	説明					
	197					

事 業 コード 51210008

【1枚目】

001040103

事	部 名 等 民生部	政策の柱 基3 健や	いで美劇	貝あふれるまち	つくり	会計 一般会計			
予 算 書 の 事 業 名 不妊治療費助成事業	課名等 健康センタ	— 政策名1 総合的 ⁷	な子育で	て支援対策の推進		款 4. 衛生費	ŧ		
事業期間 開始年度 平成16年度 終了年度 当面継続 業務分類 6. ソフト事業	係 名 等 健康づくり	施 策 名 2. 子育て家庭への応援体制の充実			実	項 1. 保健衛生費			
実施方法 () 1. 指定管理者代行 () 2. アウトソーシング () 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏名 窪田 麻由	子 区 分なし				1 3. 母子供	早健重業費		
○ 1. 指定は空間(1) ○ 2. //1/ ○ 0. 東西亚 間初亚 ● 4. 中国日			* * * * * *		,	о. д ј	小匹于不 良		
	電話番号 0765-24-39	99 基本事業名 子育ての経 え	介 的負担	旦に対する文法	Ì				
▲ 古光柳南 (12のトミわ古光)、古光の中の 光数の五幅かけ)				実	企		計画・目標		
◆事業概要 (どのような事業か。事業の内容、業務の手順など) 不妊医療費助成事業は、体外受精・顕微授精による不妊治療を受けている夫婦(法律上の夫婦に限る。)に	対し、その不妊治療に要する費用	の一部を助成することにより、経		夫	視		計画・日保		
済的な負担の軽減を図り、もって少子化対策に寄与することを目的とする。	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		単位	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 1年以上魚津市内に居住し市に住所のある夫婦で、指定医療機関(県指定)で保険診療以外の不妊治療(体外受精・顕		療を受けて申請した夫婦の数)	件	32	33	3 35	35	3	
微授精)を受けている人を対象とする。 対 象	対 ▶ 対象								
	3								
<平成23年度の主な活動内容> 保険診療以外の体外受精・顕微授精不妊治療費に対して、1年度20万円を限度として助成する。申請書の提出を受け、 内容を審査し助成額の決定と交付をする。 「」 補助件 活「		数(延) -------------	件	5	11	7	7		
世界 **平成24年度の変更点	動 ②								
なし	標 		[]						
(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか)	一個 申請件	数/補助件数	%	15. 63	33. 30	20.00	20. 00	28. 5	
こどもが欲しくても授からず、不妊治療を受けている夫婦に対して、高額な治療費の一部を助成すること 担の軽減を図り、治療の継続を支援する。	成			+					
	指。②								
	標								
	↑成果指標が	現段階で取得できていない場合、そ	その取得	身方法を記入					
・子育てにかかる負担が少なく安定した家庭生活を営んでいます。 結 果									
◆この事務事業開始のきっかけ (何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)		[L] (1)国・県支出金 (A	千円)	0	(0	0		
事業開始時期 平成16年4月		源(2)地方債(千円)	0	(0	0		
近年の急速な出生率の低下に伴い、少子化対策の一環として開始。 生殖補助医療は、医療保険が適用されず、金銭的、精神的負担が大きい。このため、こどもが欲しくてもできない夫婦に対し		内 (3)その他(使用料・手数料等) (3)	千円)	0	(0 0	0		
一部を助成し、経済的負担の軽減を図り、少子化の進展に対する歯止めとする。 富山県が平成15年7月から開始した不妊治療の助成制度に準じて制度化。		1-3 100 100	千円)	4, 594	4, 600		5, 000	5, 00	
			千円)	4, 594	4, 600	· · · · · ·	5, 000	5, 00	
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情			(人)	2	- 2		2		
平成16年 富山県の不妊治療助成事業に伴い、魚津市においても開始した。年間10万円の助成(県の助成 15万円) 平成17年の出生率が1.25と過去最低を更新したため、国と県は平成19年度予算に体外治療の助成を拡充した。15万円×2回 平成21年 治療費が多額になったことから助成額を20万円に増額した。(平成20年より、県の助成額 15万円×3回)			時間)	180	100		100	10	
		,	千円)	757	421		421	42	
			千円)	5, 351	5, 02		5, 421	5, 42	
▲ →□ ↑ 2½ ↑ ↓ 13) > ↑ □ 2½ ↑ ↓ □ 2½ ↑ ↓ □ 2½ ↑ ↓ □ 2½ ↑ ↓ □ 2½ ↑ ↓ □ 2½ ↑ ↓ □ 2½ ↑ ↓ □ 2½ ↑ ↓ □ 2½ ↑ ↓ □ 2½ ↑ ↓ □ 2½ ↑ ↓ □ 2½ ↑ ↓ □ 2½ ↑ ↓ □ 2½ ↑ ↓ □ 2½ ↑ ↓ □ 2½ ↑ ↓ □ 2½ ↑ ↓ □ 2½ ↑ ↓ □ 2½ ↑ ∪		(>)/ /(II)(+ III	円金時間)	4, 205	4, 205		4, 205	4, 20	
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) 27. は15.7.2.2.1.4.2.2.2.2.1.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2						・理由の記入欄)	助成中家 49	业事たじの	
平成15年3月議会、9月議会、12月議会で「助成制度の導入について」3人の議員から質問があった。 		● 把握している⇒ 覧表	至市町 がある		11単1が以開始は	持期、対象者要件	、助队内谷、担	ヨ自なとの一	
		○ 把握していな							

部・課・係名等 コード1 02050100

政策体系上の位置付け コード2

512001

予算科目

【日的交当性の証価】

【日町女田	ヒワノ				
1. 施策への正	I結月	変(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)	*	評価約	
○ 直結度为	:	子どもを持ちたいと思いながら、何らかの原因で妊娠が困難な夫婦に対して、高額な治療費の一部が助成	(1) 評価結果の総括		
● 直結度中		説 されることで経済負担の軽減につながり、治療の継続が支援される。しかし、妊娠に結びつく結果として 明 は、2割から3割程度であるが、多少は少子化対策に結びついている。		① E	目的妥当性 ● 適切 ○ 目的廃止又は再設定の余地あり
直結度/		明しは、2割から3割住反じのるか、多少は少丁に対象に和ひついている。		② 有	有効性 ● 適切 ○ 成果向上の余地あり
)		性 (なぜ市が行わなければならないのか、民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)			効率性
		り市による実施が義務付けられている			公平性 ● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり
0			/0	-	
● 法令など難)なた	にし.	tる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困市による実施が妥当	(2	_	今後の事務事業の方向性 ● 現状のまま(又は計画どおり)継続実施 年度
○ 民間でも	サー	- ビス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当		С	○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止
○ 市が実施	こして	こいるが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当		С	○ 他の事務事業と統合又は連携
○ 既に目的	を追	産成しているので、市の関与を廃止が妥当		С	○目的見直し
		少子化社会対策基本法第13条第2項(平成15年法律第133号)		Ċ	● 事務事業のやり方改善
根拠法令等を記	入				<u>~</u>
3 目的目前1.	の全	 地(【対象】と【意図】は適切か、限定又は追加・拡充すべきでないか、また、その理由)			
о. ппуль		現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。	→ 747	r	改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか) コストと成果の方向性
		SUNTY, MC MEIOLE M CO M SEE OWNED OF O	* LX	中,以	
なし	説明				不妊治療を希望するものが年々増加している。今後は、国・県・他市の動向を見 コストの方向性 ながら助成金額や助成回数について検討していく。 コストの方向性
	97				
				VL F	a for offic
【有効性の	評	西】			文年度 平成24
4. 成果向上の	余地	! (成果の目標は達成されたか、成果の向上が今後どの程度見込めるか)			(年度) 維持
		不妊治療費助成により、申請者の2割から3割程度が妊娠に結びついている。		, -	
	説		実		
なし	明		ルース・		
			実施予定		同様 成果の方向性
5 連携するこ	レで	、 今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)	時期		7,7471 - 7,71 - 1,112
0. Æ197 DC		連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。	朔		
		2007 0 - 2 - 4 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7			•長期
なし	説明				的 a a a a a a a a a
	197]				3~5 E間)
【効率性の評	価)				
6. 事業費の削消	或の	余地 (仕様や住民等の協力など手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)			
		平成19年度から国と県が不妊治療助成の拡充をしており、他県でも助成金増額の動きがある。さらに治療費が 高騰傾向にあり、市では21年度から助成限度額を増額した。削減はできない。			
<i>+</i> ~1	説	高騰限円にのり、中では21年度から助风限度額を増額した。削減はできない。			
なし	明		*-	-次評値	平価(課長総括評価)
			不妊	E治療費	を費は自由診療であることから経済負担が多い。H21度より助成額を年額10万円から20万円に増額 二次評価の要
7. 人件費の削	川減の	D余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)			ちに富山県においては、15万円を3回までに拡充した。平成23年の本事業の補助申請が33件と年々 否 が多くなっている。少子化対策の一端として、今後も継続して助成していく。
		申請の受理から審査、決定、交付まで一連の事務を行っており、適切で見直しの余地はない。	ηıΞ	E-19 19 . 3	・タイなりている。タチに対象の っっことで、予後も極端して別及していく。
	説				
なし	明				
	-				不要
「ハゴルの部だ	r 1				
【公平性の評価		ひたったは(などっぱん)は屋、マンマアの下でもいり)			
8. 安益機会の		:化の余地(受益の機会が偏っていて不公平でないか) 事業の目的が、高額な治療費の一部を助成することで受益者の経済的負担を軽減することにあるので、受益者			
		争夫の目的が、高額な石粮賃の一部を助成することで受益者の経済的負担を軽減することにあるので、受益者 負担を求めるのは目的に反する。	*=	_次評信	平価 (経営戦略会議評価)
なし	説				
	明				
9. 受益者負担	の適	正化の余地(県内他市と比較し、適正な水準か)			
		受益者負担の余地はない			
	説				
平均	明				
		$_{f l}$	1		